

令和 7 年度第 2 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 8 年 3 月 2 4 日

担当部・課：産業部商工課〔内線 3 5 2 6〕

① 件 名		
中心市街地賑わい創出事業（石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金）の一部見直しについて		
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
【背景】 令和 7 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けた第 4 期中心市街地活性化基本計画に基づき、空き地又は空き店舗を活用して事業等を行う者に対して物件の購入費、賃借料及び整備費用を助成する「石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金」を、中心市街地賑わい創出事業の一つとして実施している。 近年、事業者の出店業態が多様化してきていることから、助成金の交付対象となる基準を明確化する必要が生じている。		
【目的】 中心市街地賑わい創出事業（石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金）の見直しを行い、交付基準を明確化するもの。		
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
【根拠法令】 中心市街地の活性化に関する法律（平成 1 0 年法律第 9 2 号） 石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金交付要綱（令和 3 年告示第 4 3 5 号）		
【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興 4 中心市街地活性化を推進する		
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
令和 3 年 6 月 石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金交付要綱の制定 （令和 3 年 7 月 1 日施行） 令和 7 年 3 月 第 4 期石巻市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定 石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金交付要綱の一部改正 （令和 7 年 4 月 1 日施行）		
⑤ 主な内容		
石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金の交付基準の見直しを行う。		
【主な変更内容】		
区分	改正後	現行
空き店舗の定義	前の入居者が退去した後又は物件の完成から 3 月が経過しても入居者が決まらない店舗であって、 <u>1 階又は 2 階にあり、道路に面しているもの</u>	前の入居者が退去した後又は物件の完成から 3 月が経過しても入居者が決まらない店舗であって、 <u>1 階又は 2 階にある路面店</u>
助成対象者	空き地・空き店舗を事務所または倉庫としてのみ活用しようとしていないこと。	空き地・空き店舗を倉庫としてのみ活用しようとしていないこと。
助成対象外	<u>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する事業を行う者。</u> <u>(2) 特定の政治、宗教または選挙活動を目的とする事業を行う者。</u>	

	<p>(3) <u>公序良俗に反するおそれがあると認める事業を行う者。</u></p> <p>(4) <u>酒類の提供を主として行う事業を行う者。</u></p>	
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>		
<p><b>【影響・効果】</b>  助成金の適切な運用が図られ、日中営業する健全な店舗が増えることで、市民や観光客、学生等が目的地として訪れる施設となり、中心市街地の賑わい創出につながる。</p> <p><b>【市財政への負担】</b>  今回の見直しに伴う市財政への影響はない。</p>		
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>		
<p><b>【東松島市】</b>  ○東松島市空き店舗等活用支援補助金  助成対象としない事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定により許可を要する事業</li> <li>・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業</li> </ul> <p><b>【登米市】</b>  ○登米市ビジネスチャンス支援事業  助成対象としない共通事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公序良俗に反する事業であること</li> <li>・風俗営業など公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断されるもの</li> </ul>		
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>		
<p>令和8年3月 石巻市空き地・空き店舗活用事業助成金交付要綱の一部改正  (施行予定年月日：令和8年4月1日)</p>		
<p>⑨ その他</p>		
<p></p>		